

IT を活用した情報提供・EDINET のあり方、英文による情報提供への意見

2018 年 5 月 8 日
経団連 経済基盤本部長
小畑 良晴

投資家との建設的な対話を通じた企業の中長期的な企業価値向上の観点から、適切な開示のあり方を模索していくことは重要である。特に IT の活用は、社会のデジタル化が進む中で投資家への迅速な情報提供にとどまらず企業にとっても開示の効率化に繋がるものであり、実務的な論点を整理した上で検討を進めるべきである。このような観点から第 5 回会議【資料 2】11 頁の論点について下記の通り意見を述べる。

I IT を活用した情報提供、EDINET のあり方について

1. 株主総会資料の電子提供制度による EDINET の活用

EDINET はすでに企業情報開示における重要な社会インフラの一つとして十分に機能しており、これをさらに有効活用するため会社法の情報提供ツールとしての使用にも門戸を開くべきである。

現在法制審で、会社法における株主総会資料の電子提供制度が議論されているが、資料で提案されている「事業報告等の記載事項を含む有価証券報告書の EDINET 開示」のみならず、株主総会資料を EDINET に掲載すれば、会社法上これらの資料を株主に提供したものとするとともに会社法上の電子公告調査は不要とすべきである。

2. 縦覧期間の延長

縦覧期間の延長については、ニーズの程度、事後的な修正が必要となった場合の対応など延長することにより生じる実務的な問題や法的責任との関係も十分踏まえて検討すべきである。

3. EDINET 利便性の向上のための取組み

EDINET は金商法上の開示書類を閲覧するためのプラットフォームとして重要な役割を果たしており、その利便性をさらに向上させることは投資家・企業双方に大きなメリットをもたらすことになる。

そこで有価証券報告書上求められる開示書類について相互の閲覧を容易にすべく、資料 3 頁に紹介されている有価証券報告書と臨時報告書との間においてハイパーリンクを設定するなど、有価証券報告書の記載項目のうち、既に臨時報告書で開示されている情報については臨時報告書を参照できるようにすべきである。

4. その他

資料上は論点として挙げられていないが、EDINET における書類提出等の受付終了時間については、延長することができないか検討していただきたい。

II 英文による情報提供について

1. EDINET 上で財務諸表本表を英語表示すること、EDINET 上の提出書類の見出しを英語化することについて

責任の所在を明確にする観点から、発行体が英訳したものでないことを明記すべきである。

2. 金融庁のウェブサイトでは有価証券報告書を英訳している企業の一覧を公表することについて

既に多くの企業においては、投資家に有用と考えられる情報について、アニュアルレポートや決算短信を任意に英訳するなど、英文による情報提供を進めている。

他方、海外の規制との関係でやむを得ず有価証券報告書の全体を英訳し自社のホームページに開示している企業からは、外部からのアクセスはほとんどないという声も聞いている。こうしたことを踏まえれば、有価証券報告書を全て英訳しても投資家に活用されるとは考えにくい。英文による情報開示の議論にあたっては、英訳が必要な情報は何かについてまず明確にすべきである。

なお、外国人投資家比率や海外における事業展開の状況等は企業ごとに異なる中で、全ての企業が有価証券報告書を英文で開示することを義務付けることは適切ではない。有価証券報告書を英訳するか否かは企業が株主・投資家と企業との対話を踏まえ自主的に判断すべきである。

3. 企業が任意に英訳した有価証券報告書を EDINET の英語サイトに掲載することを可能とすることについて

特段反対するものではないが、任意の開示資料であり、自社のホームページに開示すれば十分ではないか。

また、仮に EDINET の英語サイトに掲載する場合でも、掲載するか否かについては企業の任意に委ねるべきである。さらに掲載したものについて事後に修正が必要となっても、任意の開示資料の修正に過ぎないため訂正通知の提出などの手続は不要とすべきである。

以上